

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

なお、平成26年3月期から改正後の自己資本比率規制が国内基準行に対し適用されているため、平成26年3月期は改正後の告示に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(平成25年3月期)

(単位：百万円)

基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,700
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	27,907
	利益剰余金	6,926
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	244
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,168
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の【基本的項目】計(上記各項目の合計額)	58,457
補完的項目 (Tier 2)	繰延税金資産の控除金額(△)	—
	計(A)	58,457
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,811
	一般貸倒引当金	1,567
	負債性資本調達手段等	6,100
	うち永久劣後債務(注2)	—
控除項目	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100
	計	10,479
	うち自己資本への算入額(B)	10,479
	控除項目(注4)(C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)(D)	68,936
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	607,072
	オフ・バランス取引等項目	7,026
	信用リスク・アセットの額(E)	614,098
	オペレーション・リスク相当額に係る額((G) / 8 %)	40,164
	(参考)オペレーション・リスク相当額(G)	3,213
	計(E) + (F)(H)	654,263
	連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)	10.53
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)		8.93

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(平成26年3月期)

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	59,114
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,607
うち、利益剰余金の額	9,024
うち、自己株式の額(△)	—
うち、社外流出予定額(△)	517
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—
うち、為替換算調整勘定	—
うち、退職給付に係るもの	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,415
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,415
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	6,100
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,439
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	235
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 69,305
コア資本に係る調整項目(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	— 596
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	— —
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	— 596
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	— 878
適格引当金不足額	— —
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	— —
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	— —
退職給付に係る資産の額	— —
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	— —
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	— —
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額	— —
特定項目に係る十パーセント基準超過額	— —
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	— —
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	— —
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	— —
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) —
自己資本	
自己資本の額((イ) - (ロ))	(ハ) 69,305
リスク・アセット等(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	630,912
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 33,203
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るものと除く。)	596
うち、繰延税金資産	578
うち、退職給付に係る資産	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 39,800
うち、上記以外に該当するものの額	5,422
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	40,079
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 670,992
連結自己資本比率	
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.32 %

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(平成25年3月期)

(単位：百万円)

基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,700
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	20,641
	その他資本剰余金	8,457
	利益準備金	657
	その他利益剰余金	5,060
	その他	—
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	244
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の【基本的項目】計(上記各項目の合計額)	57,272
	繰延税金資産の控除金額(△)	—
	計(A)	57,272
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,811
	一般貸倒引当金	1,433
	負債性資本調達手段等	6,100
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100
	計	10,344
	うち自己資本への算入額(B)	10,344
控除項目	控除項目(注4)	(C)
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D) 67,617
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	607,469
	オフ・バランス取引等項目	7,026
	信用リスク・アセットの額(E)	614,496
	オペレーション・リスク相当額に係る額((G) / 8 %)	(F) 39,104
	(参考) オペレーション・リスク相当額(G)	3,128
	計(E) + (F)	(H) 653,600
	単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)	10.34
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)		8.76

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるものの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延滞が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(平成26年3月期)

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	59,043
うち、資本金及び資本剰余金の額	51,799
うち、利益剰余金の額	7,761
うち、自己株式の額(△)	—
うち、社外流出予定額(△)	517
うち、上記以外に該当するものの額	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,336
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,336
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	6,100
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,439
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 68,919
コア資本に係る調整項目(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	— 577
うち、のれんに係るものの額	— —
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	— 577
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	— 251
適格引当金不足額	— —
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	— —
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	— —
前払年金費用の額	— 1,041
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	— —
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	— —
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額	— —
特定項目に係る十パーセント基準超過額	— —
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	— —
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	— —
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	— —
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) —
自己資本	
自己資本の額((イ) - (ロ))	(ハ) 68,919
リスク・アセット等(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	631,242
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 32,606
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)	577
うち、繰延税金資産	151
うち、前払年金費用	1,041
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャーナル	△ 39,800
うち、上記以外に該当するものの額	5,422
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	38,738
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 669,980
自己資本比率	
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.28 %

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

定性的な開示事項

※以下の「連結の範囲に関する事項」の開示内容については平成25年3月期・平成26年3月期とも相違はございません。

連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は4社あります。

会社の名称	主要な業務の内容
きらやかカード株式会社	クレジットカード・信用保証業務
きらやかキャピタル株式会社	ベンチャーキャピタル業務
きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社	金銭貸付業務
山形ビジネスサービス株式会社	事務受託業務

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当事項はございません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当事項はございません。

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

平成25年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

項目	概要		
普通株式	129百万株	完全議決権株式	
優先株式	100百万株	第IV種優先株式	
	50百万株	第V種優先株式	
	1,700百万円	(株)きらやか銀行第1回期限前償還条項付無担保社債 償還期限 平成33年 1月26日 ※1	
劣後特約付社債	3,000百万円	(株)きらやか銀行第2回期限前償還条項付無担保社債 償還期限 平成33年 2月25日 ※1	
	1,100百万円	(株)きらやか銀行第3回期限前償還条項付無担保社債 償還期限 平成33年 3月15日 ※1	
劣後特約付借入金	300百万円	償還期限 平成33年 2月10日 ※1	

※1：但し、各々金融庁の承諾を得た上で期限前償還が可能。

平成26年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

【普通株式】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	21,799百万円
単体自己資本比率	21,799百万円
配当率又は利率	—
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	—
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

【強制転換条項付優先株式】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第IV種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	20,000百万円
単体自己資本比率	20,000百万円
配当率又は利率	日本円TIBOR(12ヶ月物)+1.15%
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	平成31年10月1日以後、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第IV種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めてあります。
初回償還可能日及びその償還金額	(注) 1、2
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

(注) 1 第IV種優先株主は、第IV種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「第IV種取得請求期間」という。）（平成24年12月29日～平成36年9月30日）中、当行が第IV種優先株式を取得すると引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができます。

2 当行は、第IV種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第IV種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を第IV種優先株主に交付する。

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第V種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	10,000百万円
単体自己資本比率	10,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	平成34年12月29日以後、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第V種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めてあります。
初回償還可能日及びその償還金額	(注) 1、2
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

(注) 1 第V種優先株主は、第V種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「第V種取得請求期間」という。）（平成25年6月29日～平成49年12月28日）中、当行が第V種優先株式を取得すると引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができます。

2 当行は、第V種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第V種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を第V種優先株主に交付する。

【劣後特約付社債】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第1回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付及び適格機関投資家限定)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	1,700百万円
単体自己資本比率	1,700百万円
配当率又は利率	・平成23年1月26日の翌日から平成28年1月26日まで 4.23% ・平成28年1月26日の翌日以降 ロン ドン銀行間市場における6カ月ユーロ 円ライポーに5.00%を加算したもの

償還期限の有無	有
その日付	平成33年1月26日
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年1月26日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び適格機関投資家限定)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	3,000百万円
単体自己資本比率	3,000百万円
配当率又は利率	・平成23年2月25日の翌日から平成28年2月25日まで 4.31% ・平成28年2月25日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライバーに5.00%を加算したもの
償還期限の有無	有
その日付	平成33年2月25日
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年2月25日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能
初回償還可能日及びその償還金額	
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・少人数限定)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	1,100百万円
単体自己資本比率	1,100百万円
配当率又は利率	・平成23年3月15日の翌日から平成28年3月15日まで 4.25% ・平成28年3月15日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライバーに5.00%を加算したもの
償還期限の有無	有
その日付	平成33年3月15日
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年3月15日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能
初回償還可能日及びその償還金額	
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

【劣後特約付借入金】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	300百万円
単体自己資本比率	300百万円
配当率又は利率	・借入日から平成28年2月10日の利払日まで4.27% ・平成28年2月の利払日の翌日から最終弁済期限まで ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライバーに5.00%を加算したもの
償還期限の有無	有
その日付	平成33年2月10日
償還等を可能とする特約の概要	金融庁の承認を得たうえで平成28年2月10日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能
初回償還可能日及びその償還金額	
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

【少数株主持分】

発行主体	きらやかキャピタル株式会社
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	235百万円
単体自己資本比率	—
配当率又は利率	—
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	—
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(平成25年3月期)

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価する体制としております。また、計量化されたリスク量が各リスクカテゴリーに配賦した資本の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としております。各リスクカテゴリーに配賦する資本への原資は、自己資本から補完的項目の一部を控除した金額としております。

その他、次の基準で自己資本の充実度を評価しております。

自己資本比率

- ・ Tier 1比率
- ・ 早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量及び「信用集中リスク」量

(平成26年3月期)

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価する体制としております。また、計量化されたリスク量が各リスクカテゴリーに配賦した資本の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としております。

各リスクカテゴリーに配賦する資本への原資は、コア資本(経過措置終了後)からバーゼルⅡ国内基準における補完的項目のうちコア資本算入分を控除した額としております。

また、早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量を計測している他、信用リスク、市場リスクの統合的なストレステストを実施し、資本の充実度を評価しております。

※以下の「信用リスクに関する事項」から「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要」までの開示内容については、平成25年3月期、平成26年3月期とも相違はございません。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リス

ク分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者ごとに財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めしております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用してあります。

(自己査定と償却・引当)

当行では、金融検査マニュアル等に則した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称)

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の格付を使用しております。なお、エクスポートフォリオごとの格付機関の使い分けは行っておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行が、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体等が主なものとなっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保規程」「担保取扱基準」等の行内規程に基づいて、適切な取扱を行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、並びに貸出金と自行預金の

相殺を、信用リスク削減手法として適用しリスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自己預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものとなっております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、通貨関連取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、カレント・エクスポートフォリオ方式により信用リスク量を算出しております。

なお、派生商品取引に係る保全や引当の算出は行っておりません。

証券化エクスポートフォリオに関する事項

(平成25年3月期)

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化及び再証券化取引へのオリジネーターやサービス等としての関与はございません。

当行では投資家として、当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しており、その証券化エクスポートフォリオに関する情報等についてモニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

当行では投資家として、当行以外のオリジネーターによる再証券化商品については購入していません。

自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行は、保有する証券化商品に関するモニタリング・報告を、所管部署において内部規定により継続的に実施しております。

証券化商品の包括的なリスク特性や構造上の特性、裏付資産の状況に係る情報等について、定期的または必要に応じて、リスク管理委員会等へ報告しております。

証券化エクスポートフォリオの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポートフォリオの信用リスク・アセット額の算出にあたっては、「標準的手法」を採用しております。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引へのオリジネーター等としての関与はなく、該当事項はございません。

証券化エクスポートフォリオの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートフォリオのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関であるR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付を使用しております。なお、証券化及び再証券化エクスポートフォリオの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

オペレーション・リスクに関する事項

(平成25年3月期)

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーション・リスクとは、役職員が正確な事務を怠

る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、お客様の利益を保護するとともにお客様の信頼を損なうことのないよう、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の構築に努めています。

具体的には、オペレーションナル・リスクでは事務リスク、システムリスク、レビューションナル・リスク、イベント・リスク等を管理しております。

また、個別規程として、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、レビューションナル・リスク管理規程等の省内規程を定め、各リスクについては、それぞれ事務部、経営企画部、総務部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、内部管理統括部に定期的に状況を報告する態勢としております。

内部管理統括部は、各部からの報告を踏まえてオペレーションナル・リスク全般のモニタリングを行っており、その結果を定期的に経営に報告しております。

オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーションナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーションナル・リスク相当額とするものです。

(平成26年3月期)

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーションナル・リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、お客様の利益を保護するとともにお客様の信頼を損なうことのないよう、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の構築に努めています。

具体的には、オペレーションナル・リスクでは事務リスク、システムリスク、レビューションナル・リスク、イベント・リスク等を管理しております。

また、個別規程として、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、レビューションナル・リスク管理規程等の省内規程を定め、各リスクについては、それぞれ事務部、経営企画部、総務部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスク統括部に定期的に状況を報告する態勢としております。

リスク統括部は、各部からの報告を踏まえてオペレーションナル・リスク全般のモニタリングを行っており、その結果を定期的に経営に報告しております。

オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

平成25年3月期と相違はございません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(平成25年3月期)

当行における出資等のリスクの管理につきましては、リスク管理部門において、定期的にリスクを評価し、その状況について、リスク管理担当役員等、経営への報告を行っております。

リスクの評価方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュー・アット・リスク(VaR)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度額の遵守状況をモニタリングしております。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(平成25年3月期)

リスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行は、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めています。

内部管理統括部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

銀行（連結グループ）が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では銀行勘定の金利リスク量を、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

平成22年12月より、流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。

(平成26年3月期)

リスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行は、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めています。

リスク統括部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

銀行（連結グループ）が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

平成25年3月期と相違はございません。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（単体）

(単位：百万円)

項目	平成25年3月期		平成26年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	40	1	243	9
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機関向け	41	1	14	0
我が国の政府関係機関向け	3,971	158	5,291	211
地方三公社向け	—	—	55	2
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	51,434	2,057	24,926	997
法人等向け	258,612	10,344	251,424	10,056
中小企業等向け及び個人向け	127,725	5,109	138,776	5,551
抵当権付住宅ローン	41,631	1,665	37,072	1,482
不動産取得等事業向け	62,768	2,510	75,840	3,033
三月以上延滞等	3,998	159	2,883	115
取立未済手形	45	1	30	1
信用保証協会等による保証付	5,736	229	5,417	216
株式会社企業再生支援機構による保証付	2	0	2	0
出資等	14,012	560	18,673	746
(うち出資等のエクスポージャー)			18,673	746
(うち重要な出資のエクspoージャー)			—	—
上記以外	37,415	1,496	95,390	3,815
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)			66,333	2,653
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)			8,298	331
(うち上記以外のエクspoージャー)			20,758	830
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	31	1	21	0
(うち再証券化)	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			7,193	287
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△39,800	△1,592
資産(オン・バランス)計	607,469	24,298	623,457	24,938
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	424	16	9	0
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—	—	—
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	221	8	107	4
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,930	237	6,661	266
買戻条件付資産売却又は求償付資産売却等(控除後)	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	450	18	856	34
派生商品取引	0	0	58	2
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクspoージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクspoージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	7,026	281	7,693	307
[C V Aリスク相当額](簡便的リスク測定方式)			88	3
[中央清算機関連携エクspoージャー]			2	0
合 計	614,496	24,579	631,242	25,249

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	平成25年3月期		平成26年3月期	
	所要自己資本の額			
信用リスク(標準的手法)	24,579		25,249	
オペレーション・リスク(基礎的手法)	1,564		1,549	
合 計	26,144		26,799	

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

(単位：百万円)

項目	平成25年3月期		平成26年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	40	1	243	9
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機関向け	41	1	14	0
我が国の政府関係機関向け	3,971	158	5,291	211
地方三公社向け	—	—	55	2
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	51,434	2,057	24,926	997
法人等向け	259,269	10,370	251,770	10,070
中小企業等向け及び個人向け	129,102	5,164	140,301	5,612
抵当権付住宅ローン	41,631	1,665	37,072	1,482
不動産取得等事業向け	62,768	2,510	75,840	3,033
三月以上延滞等	4,091	163	2,990	119
取立未済手形	45	1	30	1
信用保証協会等による保証付	5,736	229	5,417	216
株式会社企業再生支援機構による保証付	2	0	2	0
出資等	8,225	329	12,896	515
(うち出資等のエクスポージャー)			12,896	515
(うち重要な出資のエクspoージャー)			—	—
上記以外	40,676	1,627	99,455	3,978
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)			66,333	2,653
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)			8,552	342
(うち上記以外のエクspoージャー)			24,568	982
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	31	1	21	0
(うち再証券化)	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			6,596	263
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△39,800	△1,592
資産(オン・バランス)計	607,072	24,282	623,128	24,925
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	424	16	9	0
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—	—	—
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	221	8	107	4
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	5,930	237	6,661	266
賃戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の賃戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	450	18	856	34
派生商品取引	0	0	58	2
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクspoージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクspoージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目合計	7,026	281	7,693	307
[CVAリスク相当額] (簡便的リスク測定方式)				
[中央清算機関連エクspoージャー]				
合 計	614,098	24,563	630,912	25,236

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	平成25年3月期		平成26年3月期	
	所要自己資本の額			
信用リスク(標準的手法)	24,563		25,236	
オペレーションリスク(基礎的手法)	1,606		1,603	
合 計	26,170		26,839	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポート・エクスポートの期末残高及び三月以上延滞エクスポートの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）
 (単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月期					平成26年3月期				
	信用リスク・エクスポート・エクスポートの期末残高					信用リスク・エクスポート・エクスポートの期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポート		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポート	
国 内 計	1,339,322	934,004	328,377	0	5,253	1,379,608	947,008	352,356	294	4,896
国 外 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	1,339,322	934,004	328,377	0	5,253	1,379,608	947,008	352,356	294	4,896
製 造 業	101,514	95,726	5,413	—	374	100,042	94,687	4,948	—	407
農 業 、 林 業	4,268	3,993	199	—	75	3,773	3,573	200	—	—
漁 業	31	17	—	—	13	36	23	—	—	12
鉱 業、採石業、砂利採取業	432	432	—	—	—	556	556	—	—	—
建 設 業	78,153	76,026	2,027	—	99	70,809	68,328	2,359	—	121
電 気・ガス・熱供給・水道業	7,091	3,024	4,066	—	—	6,282	2,259	4,022	—	—
情 報 通 信 業	6,163	4,610	1,553	—	—	5,352	3,617	1,734	—	—
運 輸 業、郵便業	20,245	18,681	1,564	—	—	20,600	19,034	1,477	—	88
卸 売 業、小 売 業	96,165	92,751	2,840	—	573	90,660	87,405	2,714	—	539
金 融 業、保 険 業	148,314	60,584	87,730	0	—	168,449	69,525	98,629	294	—
不 動 産 業、物 品 貸 貸 業	150,474	146,225	2,057	—	2,191	158,122	154,044	2,308	—	1,769
各 種 サ ー ビ ス 業	113,931	111,237	1,686	—	1,007	111,851	109,258	1,446	—	1,146
国・地方公共団体	295,374	91,410	203,963	—	—	313,724	98,165	215,558	—	—
そ の 他	317,161	229,282	15,275	—	916	329,346	236,527	16,954	—	811
業種別合計	1,339,322	934,004	328,377	0	5,253	1,379,608	947,008	352,356	294	4,896
1 年 以 下	168,379	156,887	9,180	0	2,311	153,563	136,406	14,877	—	2,278
1 年 超 3 年 以 下	103,955	63,645	40,256	—	54	156,790	65,815	90,916	6	52
3 年 超 5 年 以 下	175,905	101,585	74,172	—	147	182,821	110,118	72,371	—	331
5 年 超 7 年 以 下	141,375	73,883	67,127	—	364	182,569	104,180	78,256	19	114
7 年 超 10 年 以 下	214,101	137,381	76,437	—	283	145,088	113,419	31,444	60	165
10 年 超	430,487	394,522	33,929	—	2,035	452,819	411,405	39,313	208	1,892
期間の定めのないもの	105,117	6,098	27,274	—	56	105,955	5,663	25,176	—	61
残存期間別合計	1,339,322	934,004	328,377	0	5,253	1,379,608	947,008	352,356	294	4,896

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
 2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポート、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートをいいいます。

<連結>

(単位：百万円)

	平成25年3月期					平成26年3月期				
	信用リスク・エクスポートジャーライフ					信用リスク・エクスポートジャーライフ				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポートジャーライフ		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポートジャーライフ	
国 内 計	1,340,613	939,701	322,591	0	6,633	1,378,677	950,700	347,046	294	5,582
国 外 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	1,340,613	939,701	322,591	0	6,633	1,378,677	950,700	347,046	294	5,582
製 造 業	103,420	96,870	5,413	—	1,136	100,391	94,842	4,972	—	576
農 業、林 業	4,268	3,993	199	—	75	3,773	3,573	200	—	—
漁 業	31	17	—	—	13	36	23	—	—	12
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	439	432	—	—	6	556	556	—	—	—
建 設 業	78,181	76,026	2,027	—	128	70,809	68,328	2,359	—	121
電 気・ガス・熱供給・水道業	7,091	3,024	4,066	—	—	6,282	2,259	4,022	—	—
情 報 通 信 業	6,163	4,610	1,553	—	—	5,536	3,463	2,073	—	—
運 輸 業、郵 便 業	20,245	18,681	1,564	—	—	20,580	19,034	1,457	—	88
卸 売 業、小 売 業	97,890	94,458	2,840	—	592	92,366	89,112	2,714	—	539
金 融 業、保 嘉 業	142,528	60,583	81,944	0	—	162,717	69,525	92,898	294	—
不 動 産 業、物 品 貸 賃 業	150,474	146,225	2,057	—	2,191	158,124	154,044	2,310	—	1,769
各 種 サ ー ビ ス 業	114,941	112,247	1,686	—	1,007	111,928	109,258	1,523	—	1,146
国・地方公共団体	295,374	91,410	203,963	—	—	313,724	98,165	215,558	—	—
そ の 他	319,562	231,118	15,275	—	1,481	331,846	238,511	16,954	—	1,327
業種別合計	1,340,613	939,701	322,591	0	6,633	1,378,677	950,700	347,046	294	5,582
1 年 以 下	172,277	160,015	9,180	0	3,082	155,083	137,776	14,877	—	2,429
1 年 超 3 年 以 下	104,365	64,049	40,256	—	59	157,287	66,307	90,916	6	58
3 年 超 5 年 以 下	176,415	102,076	74,172	—	166	182,835	110,118	72,371	—	345
5 年 超 7 年 以 下	141,389	73,883	67,127	—	377	182,569	104,180	78,256	19	114
7 年 超 10 年 以 下	214,107	137,386	76,437	—	283	145,088	113,419	31,444	60	165
10 年 超	430,325	394,354	33,929	—	2,041	452,819	411,405	39,313	208	1,892
期間の定めのないもの	101,732	7,935	21,488	—	621	102,992	7,493	19,867	—	578
残存期間別合計	1,340,613	939,701	322,591	0	6,633	1,378,677	950,700	347,046	294	5,582

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
 2. 「三月以上延滞エクスポートジャーライフ」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーライフ、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートジャーライフをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,735	△302	1,433	1,433	△96	1,336
個別貸倒引当金	12,903	△7,439	5,464	5,464	△129	5,334
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	14,638	△7,741	6,897	6,897	△225	6,671

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	1,735	△168	1,567	1,567	△152	1,415
個別貸倒引当金	12,903	△2,454	10,449	10,449	△2,667	7,782
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	14,638	△2,621	12,017	12,017	△2,820	9,197

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国 内 計	12,903	△7,439	5,464	5,464	△129	5,334
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	12,903	△7,439	5,464	5,464	△129	5,334
製 造 業	1,548	△764	783	783	68	852
農 業 、 林 業	22	4	26	26	10	37
漁 業	4	3	7	7	4	12
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	442	△442	—	—	—	—
建 設 業	2,682	△2,121	560	560	62	623
電 气 、 ガ ス 、 熱 供 給 、 水 道 業	0	△0	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	0	1	1	—	1
運 輸 業 、 郵 便 業	502	△472	30	30	58	89
卸 売 業 、 小 売 業	4,561	△4,141	420	420	79	500
金 融 業 、 保 険 業	—	0	0	0	△0	—
不 動 産 業 、 物 品 貨 貸 業	1,473	328	1,801	1,801	△53	1,748
各 種 サ ー ビ ス 業	1,389	212	1,601	1,601	△321	1,279
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—
そ の お 他	275	△46	228	228	△38	190
業 種 別 合 計	12,903	△7,439	5,464	5,464	△129	5,334

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国 内 計	12,903	△2,454	10,449	10,449	△2,667	7,782
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	12,903	△2,454	10,449	10,449	△2,667	7,782
製 造 業	1,548	953	2,502	2,502	△1,502	999
農 業 、 林 業	22	4	26	26	10	37
漁 業	4	3	7	7	4	12
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	442	△442	—	—	—	—
建 設 業	2,682	△2,121	560	560	62	623
電 气 、 ガ ス 、 熱 供 給 、 水 道 業	0	△0	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	0	1	1	—	1
運 輪 業 、 郵 便 業	502	△472	30	30	58	89
卸 売 業 、 小 売 業	4,561	△2,933	1,628	1,628	126	1,754
金 融 業 、 保 険 業	—	0	0	0	△0	—
不 動 産 業 、 物 品 貨 貸 業	1,473	328	1,801	1,801	△53	1,748
各 種 サ ー ビ ス 業	1,389	1,190	2,580	2,580	△1,300	1,279
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—
そ の お 他	275	1,034	1,310	1,310	△74	1,235
業 種 別 合 計	12,903	△2,454	10,449	10,449	△2,667	7,782

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	単体		連結	
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
製造業	115	92	115	92
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	13	35	122	35
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	6	11	6	11
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	47	9	47	9
各種サービス業	12	23	12	148
国・地方公共団体	—	—	—	—
その他の	15	—	41	12
業種別合計	211	172	345	309

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーの額

<単体>

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	エクspoージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	333,064	—	354,202
10%	1,059	115,766	500	122,258
20%	99,550	9,489	106,286	6,294
35%	—	120,522	—	108,545
50%	37,000	2,053	43,214	2,267
75%	—	181,488	—	195,813
100%	18,632	418,665	15,989	421,833
150%	—	2,186	—	1,225
1250%（注）2.	—	—	—	—
合計	156,242	1,183,237	165,990	1,212,439

(注) 1. 「格付あり」エクspoージャーには、原債務者の格付を適用しているエクspoージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクspoージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれております。

2. 平成25年3月期は、改正前の告示の規定により資本控除した額、平成26年3月期は改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーの額を計上しております。

<連結>

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	エクspoージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	333,064	—	354,202
10%	1,059	115,766	500	122,258
20%	99,550	9,489	106,286	6,294
35%	—	120,522	—	108,545
50%	37,000	2,868	43,214	2,436
75%	—	183,889	—	198,313
100%	18,632	416,740	15,989	418,232
150%	—	2,186	—	1,225
1250%（注）2.	—	—	—	—
合計	156,242	1,184,528	165,990	1,211,508

(注) 1. 「格付あり」エクspoージャーには、原債務者の格付を適用しているエクspoージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクspoージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれております。

2. 平成25年3月期は、改正前の告示の規定により資本控除した額、平成26年3月期は改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーの額を計上しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクspoージャー	20,262	21,392
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー	60,152	53,830

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポートージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポートージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポートージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
グロス再構築コストの額の合計額	0	80

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	0	0	294	294
派生商品取引	0	0	294	294
外国為替関連取引	0	0	—	—
金利関連取引	—	—	294	294
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	0	80

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

該当ございません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポートに関する事項

銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポートに関する事項
該当ございません。

銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポートに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポートの額

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
住宅ローン債権	157	157	109	109
合計	157	157	109	109

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポートの額
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポートのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	157	1	157	1	109	0	109	0
合計	157	1	157	1	109	0	109	0

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポートのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

- (3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポートのうち、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額
該当ございません。

- (4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

マーケット・リスクに関する事項

連結グループは国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

○銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場している出資等又は株式等 エクスポージャーの貸借対照表計上額	4,806		4,995		3,891		4,218	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出 資等又は株式等エクspoージャーの貸借対照 表計上額（その他の有価証券含む）	16,932		11,306		20,705		15,069	
合計	21,738		16,302		24,596		19,287	

出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	売却損益額	△110	売却損益額	△110	単体	192	連結	258
償却額		2		2		1		1

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額	△1,000	貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額	△825	単体	△455	連結	△167

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評 価損益の額	—	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評 価損益の額	—	単体	—	連結	—

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額

該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

平成25年3月期	平成26年3月期
△3,463	△3,315

(注) 計算方法及び前提条件

1. 銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。
2. 平成22年12月より、流動性預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。